

ウォータージェット機器 レンタル約款

第1条（適用範囲）

本約款は、ウォータージェット機器および付帯設備（トラック、水中ポンプ、コンプレッサー等）のレンタルに関する基本事項を定めるものとし、個別契約により具体的な条件を定める。

第2条（レンタル契約の成立）

1. レンタル契約は、申込者（以下「借主」）が当社に申し込み、当社がこれを承諾したときに成立する。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、原則として機器の引渡し日から返却日までとする。引取は前日の午後、返却は翌日午前までとする。
2. 借主は、契約期間の延長または短縮を希望する場合、事前に当社へ申し出て承諾を得るものとする。

第4条（レンタル料金と支払い）

1. レンタル料金は、契約時に定めた金額とし、請求書発行後、指定の支払期限内に支払うものとする。

第5条（機器の引渡しと返却）

1. 機器の引渡しは、当社にて車上渡しを基本とする。
2. 返却時は、借主の費用負担により指定の場所へ返却するものとし、原則として使用前の状態に戻す。
3. 借主は、返却時に機器の状態を確認し、不具合がある場合は報告するものとする。

第6条（機器の管理）

1. 借主は、機器を善良な管理者の注意をもって保管・使用するものとする。
2. 使用中の故障・破損が発生した場合は、直ちに当社へ連絡し、指示を仰ぐものとする。
3. 借主は、必要な整備・点検を実施し、適切な状態を維持する責任を負う。

第7条（禁止事項）

借主は、以下の行為を行ってはならない。

1. 機器の改造（ただし、整備・点検を除く）
2. 転貸、譲渡

3. 本来の用途以外での使用
4. 重大な過失による破損・紛失

第8条（故障・損害負担）

1. 通常の使用による故障については、当社が修理を行う。
2. 借主の過失による損傷・紛失の場合、修理費用または機器の時価相当額を借主が負担する。
3. 借主が機器の故障を放置し、損害を拡大させた場合、その追加費用も負担する。

第9条（契約の解除）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、レンタル契約を解除できる。

1. 借主が料金の支払いを怠った場合
2. 機器の適正な管理がされていない場合
3. その他、契約違反が認められた場合

第10条（免責事項）

1. 天災、事故、盗難等、当社の責めに帰さない事由による損害について、当社は責任を負わない。
2. 機器の使用により生じた損害・事故等については、借主の責任とする。

第11条（紛争解決）

本約款に関する紛争が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本約款に定めのない事項は、借主と当社が誠意をもって協議し、解決するものとする。